

青森県報

号外第三十二号

平成二十一年四月一日(水曜日)

告
目
示
次

地方自治法施行令の規定による県税徵収金の収納事務の委

地域総合整備資金の貸付けに係る償還金の徴収事務の委託

用料の徴収事務の委託

徴収事務の委託

青森県立はまなす医療療育センターに係る使用料の収取事
業者登録手数料の徴収事務の委託

青森県立美術館に係る使用料の収納事務の委託

農業改良資金の貸付けに係る償還金の収納事務の委託……

青森県船橋農振興センターに係る使用料等の徴収事務の委託の委託

青森県漁港管理条例による漁船に係る岸壁物揚場及び棧橋の魚港施設使用料の収納事務の委託

青森空港駐車場に係る使用料の収納事務の委託……………
青森県営柳町駐車場使用料及び青森県営駐車場使用料の徵

収事務の委託

(都市計畫課) 四

告示

青森県告示第一二百一十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条の二第一項の規定により、次に掲げる者に対し、平成二十一年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間における自動車税及びその延滞金の収納の事務を委託したので、同条第六項において準用する同令第二百五十八条第二項の規定により告示する。

平成二十二年四月一日

青森県知事
三 村 申 吾

十和田湖特定環境保全公共下水道使用料の徴収事務の委託	(建築住宅課)	同
青森市、弘前市及び黒石市に所在する県営住宅及び特定公 共賃貸住宅に係る家賃等の収納事務の委託	(建築住宅課)	五
八戸市に所在する県営住宅に係る家賃等の収納事務の委託	(同)	五
五所川原市に所在する県営住宅及び特定公共賃貸住宅に係 る家賃等の収納事務の委託	(同)	五
むつ市に所在する県営住宅及び特定公共賃貸住宅に係る家 賃等の収納事務の委託	(同)	五
新青森県総合運動公園総合体育館の体力測定室等に係る使 用料の収納事務の委託	(同)	五
青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例に基づ く手数料の収納事務の委託	(教육課)	五
青森県立つくしが丘病院に係る使用料の収納事務の委託	(病院運営課)	六
青森県立病院事業条例による駐車場使用料の収納事務の委託	(病院管理課)	六

名 称	住 所
株式会社エム・ピーエム・ジャパン	東京都港区六本木一丁目八の七
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	東京都江東区豊洲三丁目三の三
株式会社国分グローバル・サービス	東京都中央区日本橋一丁目一の一
株式会社ココストア	愛知県名古屋市中区栄一丁目七の三四
株式会社サークルKサンクス	愛知県稻沢市天池五反田町一
株式会社スリーエフ	神奈川県横浜市中区日本大通一七
株式会社セーブオン	群馬県前橋市龜里町九〇〇
株式会社セイバーン	東京都千代田区二番町八の八
株式会社ディリーヤマザキ	東京都千代田区岩本町三丁目一〇の一
株式会社ファミリーマート	東京都豊島区東池袋三丁目一の一
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地六六五の一
ミニストップ株式会社	東京都千代田区神田錦町一丁目一
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目一一の一

青森県告示第一百三十号

地方自治法施行令（昭和二十一年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、財団法人地域総合整備財團に対し、平成二十一年四月一日から平成二十一年三月三十日までの間における地域総合整備資金の貸付けに係る償還金の徴収の事務を委託したもので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十一年四月一日

青森県告示第一百三十一号

地方自治法施行令（昭和二十一年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次に掲げる者に対し、平成二十一年四月一日から平成二十一年三月三十日までの間ににおける男女共同参画・子育て支援社会形成促進センターに係る使用料の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十一年四月一日

名 称	住 所
A STAC・G（アスタクグループ） 株式会社阿部重組 芝管工株式会社 株式会社テレコム青森	青森市本町一丁目七の五 青森市自由ケ丘二丁目三の三 青森市第二問屋町四丁目一一の三〇

青森県告示第一百三十二号

地方自治法施行令（昭和二十一年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団に対し、平成二十一年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間における県民福祉プラザの県民ホール及び研修室等に係る使用料の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十一年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第一百三十三号

地方自治法施行令（昭和二十一年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、社会福祉法人日本保育協会に対し、平成二十一年四月一日から平成二十一年三月三十日までの間における保育士登録手数料の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

青森県知事 三 村 申 吾

平成二十一年四月一日

青森県告示第一百三十四号

地方自治法施行令（昭和二十一年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、日本赤十字社に対し、平成二十一年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間ににおける青森県立はまなす医療療育センターに係る使用料の徴収の事務を委託したので、同条第一項の規定により告示する。

平成二十一年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第一百三十五号

地方自治法施行令（昭和二十一年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、財団法人棟方志功記念館に対し、平成二十一年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間ににおける青森県立美術館に係る使用料の収納の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十一年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第一百三十六号

地方自治法施行令（昭和二十一年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次に掲げる者に対し、平成二十一年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間ににおける農業改良資金の貸付けに係る償還金の収納の事務を委託したので、同条第一項の規定により告示する。

平成二十一年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県知事 三 村 申 吾

つがる弘前農業協同組合	名 称	住 所
弘前市大字城東北四丁目一の一		

相馬村農業協同組合	弘前市大字五所字野沢一三の一
津軽みらい農業協同組合	平川市本町北柳田二三の八
木造町農業協同組合	つがる市木造森山三の一
つがるにしきた農業協同組合	つがる市稻垣町豊川富川一の一九
ごしょがわら市農業協同組合	五所川原市大字野里字奥野一〇〇
野辺地町農業協同組合	上北郡野辺地町字野辺地一の五
横浜町農業協同組合	上北郡横浜町字寺下三四の一
とうほく天間農業協同組合	上北郡東北町字塔ノ沢山一の三一一
八甲田農業協同組合	上北郡東北町大字上野字新堤向九三の一
おいらせ農業協同組合	三沢市大字三沢字堀口一六の七
らくのう青森農業協同組合	上北郡野辺地町字大月平三三の一
十和田おいらせ農業協同組合	十和田市西十三番町四の一八
倉内地区酪農農業協同組合	上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎八六八の一
八戸農業協同組合	八戸市大字尻内町字内矢沢一の五
はまなす農業協同組合	むつ市横迎町一丁目一一の二五
斗南丘酪農農業協同組合	むつ市大字田名部字内田四一の六〇〇
青森農業協同組合	青森市東大野二丁目一の四五
青森県信用農業協同組合連合会	青森市東大野二丁目一の五

青森県告示第一百三十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、青森県森林組合連合会に対し、平成二十一年四月一日から平成二十一年三月三十日までの間ににおける林業・木材産業改善資金の貸付けに係る償還金の収納の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十一年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第一百三十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、社団法人青い森農林振興公社に対し、平成二十一年四月一日から平成二十一年三月三十日までの間ににおける青森県酪農振興センターに係る使用料等の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十一年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第一百三十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、青森県漁港管理条例（昭和三十八年十月青森県条例第五十七号）別表第一第一号に規定する漁船に係る岸壁、物揚場及び桟橋の漁港施設使用料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十一年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 委託期間

平成二十一年四月一日から平成二十一年三月三十日まで

二 受託者及び漁港施設使用料の収納すべき範囲

受託者	漁港施設使用料の収納すべき範囲	
名 称(氏名)	所在地(住 所)	
株式会社八戸魚市場	八戸市大字鮫町字日ノ出町四	
八戸みなと漁業協同組合	八戸市大字白銀町字三島下一〇一	
鰺ヶ沢漁業協同組合	西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町二〇〇	
大畠町漁業協同組合	九一 むつ市大畠町湊村一	
三沢市漁業協同組合	三沢市港町一丁目一	
一		受託者が取扱った漁船の漁獲物の水揚金額に応する漁港施設使用料

青森県告示第一百四十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次に掲げる者に対し、平成二十一年四月一日から平成二十一年三月三十日までの間ににおける青森空港駐車場に係る使用料の収納の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十一年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	住 所
株式会社サン・コープレーション	五所川原市大字金山字亀ケ岡四六の一八

青森県告示第一百四十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次に掲げる者に対し、平成二十一年四月一日から平成二十一年三月三十日までの間ににおける青森空港柳町駐車場使用料及び青森空港駐車場使用料の徵収の事務を委託し

たので、同条第一項の規定により告示する。

平成二十一年四月一日

名 称	住 所
太平ビルサービス株式会社	青森市勝田一丁目一八の七

青森県告示第一百四十二号

地方自治法施行令（昭和二十一年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、十和田市に対し、平成二十一年四月一日から平成二十一年三月三十日までの間ににおける十和田湖特定環境保全公共下水道使用料の徴収の事務を委託したので、同条第一項の規定により告示する。

平成二十一年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第一百四十三号

地方自治法施行令（昭和二十一年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、十和田市に対し、平成二十一年四月一日から平成二十一年三月三十日までの間ににおける十和田湖特定環境保全公共下水道使用料の徴収の事務を委託したので、同条第一項の規定により告示する。

平成二十一年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称

住 所

コー・ボラス青森グループ 株式会社豊産管理 青森設備工業株式会社	青森市大字大野字前田一一の一 青森市篠田三丁目一一の五四
--	---------------------------------

青森県告示第一百四十四号

地方自治法施行令（昭和二十一年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次に掲げる者に対し、平成二十一年四月一日から平成二十一年三月三十日までの間ににおける八戸市に所在する県営住宅に係る家賃及び駐車場の使用料の滞納家賃等の収納の事務を委託したので、同条第一項の規定により告示する。

平成二十一年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称

住 所

株式会社東北産業	三戸郡五戸町大字豊間内字地蔵平一の八六五
----------	----------------------

青森県告示第一百四十五号

地方自治法施行令（昭和二十一年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次に掲げる者に対し、平成二十一年四月一日から平成二十一年三月三十日までの間ににおける五所川原市に所在する県営住宅に係る家賃及び駐車場の使用料並びに五所川原市に所在する特定公共賃貸住宅に係る家賃及び駐車場の使用料の滞納家賃等の収納の事務を委託したので、同条第一項の規定により告示する。

平成二十一年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称

住 所

株式会社サン・コー・ボレー・ション	五所川原市大字金山字亀ヶ岡四六の一八
-------------------	--------------------

青森県告示第一百四十六号

地方自治法施行令（昭和二十一年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次に掲げる者に対し、平成二十一年四月一日から平成二十一年三月三十日までの間

におけるむつ市に所在する県営住宅に係る家賃及び駐車場の使用料並びにむつ市に所在する特定公共賃貸住宅に係る家賃及び駐車場の使用料の滞納家賃等の収納の事務を委託したので、同条第一項の規定により告示する。

平成二十一年四月一日

名 称	青森県知事 三 村 申 吾
住 所	むつ市旭町六の六

青森県告示第一百四十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、財団法人青森県体育協会に対し、平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十日までの間における新青森県総合運動公園総合体育館の体力測定室、スタジオ、カウンセリング室、メンタルトレーニング室及びリコンディショニング室に係る使用料の収納の事務を委託したので、同条第一項の規定により告示する。

平成二十一年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第一百四十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、財団法人青森県交通安全協会に対し、平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十日までの間における青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例（平成十二年三月青森県条例第二百一號）第一条第一号に基づく手数料の収納の事務を委託したので、同条第一項の規定により告示する。

平成二十一年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

公 営 企 業

青森県病院事業告示第一号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十一号）第三十三条の二の規定により、次に掲げる者に対し、平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十日までの間ににおける青森県病院事業条例（昭和三十九年四月青森県条例第二十八号）別表に規定する駐車場使用料の収納の事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第二十六条の四第一項の規定により告示する。

平成二十一年四月一日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業告示第一号

名 称	太平ビルサービス株式会社
住 所	青森市勝田一丁目一八の七

青森県病院事業告示第一号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十一号）第三十三条の二の規定により、次に掲げる者に対し、平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十日までの間ににおける青森県立つくしが丘病院に係る使用料の収納の事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第二十六条の四第一項の規定により告示する。

平成二十一年四月一日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

名 称	株式会社青森電子計算センター
住 所	青森市大字三内字丸山三九三の二七〇

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 県号	(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号
毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一 銭	